

「アニものづくりアワード」ロゴ・名称使用ルールについて

【使用ルール】

- ◆「アニものづくりアワード」を入賞（グランプリ、金、銀、銅、特別賞）またはノミネートされた企業・団体は、自社の公式サイトおよびプレスリリース、公式 SNS 等にその旨を記載することができます。※事前申請は不要です。
- ◆その際、当アワードの名称である「京都アニものづくりアワード 2025」または「アニものづくりアワード」をご記載ください。
- ◆入賞した企業・団体は、アワードロゴ受賞ロゴを、公式サイトおよびプレスリリース、公式 SNS 等で使用いただけます。受賞日より2年間使用することができます。使用は無料です。※事前申請は不要ですが、管理上事後にご一報くださいませ。
- ◆商品パッケージ、広告物（CM、チラシ、WEB バナー、カタログ等）などでロゴおよび名称を商業使用する際は、必ず事前に事務局にご相談ください。

【アワードロゴ】

ノミネートされた企業、受賞された企業のいずれもお使いいただけます。※事前申請は不要



【アワード受賞ロゴ】

各2パターンがあり、選択可能です。受賞された企業で、かつ該当する賞のロゴのみを使用いただけます。受賞日より2年間使用可能、使用は無料です。※事前申請は不要



【注意事項】

「アニものづくり」および「アニものづくりアワード」のロゴ、名称について、以下の使用方法は禁止とさせていただきます。

- 商品名、組織名等の一部、または全部として使用すること。
- イベントおよびセミナー等の名称の一部、または全部として使用すること。
- そのほか当事務局が不適切として判断したもの。

2017年2月20日制定 2025年8月25日改定

【本件に関するお問合せ先】

アニものづくりアワード実行委員会 事務局

info@animono.jp